

## 面会制限の緩和の条件について

制限緩和の判断	面会の制限の程度は、地域の発生状況や都道府県の方針などを踏まえ管理者が判断
面会者の体調など	<ul style="list-style-type: none"><li>・体温を計測し、発熱がない</li><li>・のどの痛みなど体調不良がない</li><li>・過去2週間以内に発熱などの症状がない</li><li>・同居家族や身近な人に、発熱や咳などの症状がない</li><li>・過去2週間以内に、観察期間を必要とされている海外への渡航歴がない</li></ul>
面会する環境など	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名、日時、連絡先を記録しておく</li><li>・人数は必要最小限とする</li><li>・面会者には、マスク着用や手指の消毒を求める</li><li>・面会者の手指や飛沫などが入所者の、鼻、口に触れないように配慮する</li><li>・寝たきりや看取り期以外の場合は、居室での面会は避け、換気可能な別室で行う</li><li>・面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにする</li><li>・面会時間は必要最小限とし、1日当たりの面会回数を制限する</li></ul>